

会社（改正）法 2009 （吸収合併および新設合併）

2009年5月

先日、2009年会社（改正）法案が立法議会を通過しましたが、同法はつい五月初頭に施行されました。パートXVAを新設した改正法の主眼は、ケイマン企業間ならびにケイマン企業と外国企業間の合併に新しく、これまでより簡潔でコスト効率の高い仕組みを提供しようというものです。

これまで会社法のもとで利用できた企業間合併のための唯一の仕組みは、会社（改正）法（2007年改正版）第86または87条に含まれる、合併および再建をすすめるスキーム（“scheme of arrangement”）に関するやや煩雑な規定で、その発効には裁判所の承認が必要でした。これらの裁判所承認スキームは、今後もより複雑な企業合併に利用されます。

パートXVAの趣旨における「合併」（“merger”）とは、2社以上の構成会社を結合し、その事業、資産、債務への権限を存続会社となる1社に与える、いわゆる吸収合併を意味します。「新設合併」（“consolidation”）とは、2社以上の構成会社を組み合わせる1社の合併後企業を創り、構成会社の事業、資産と債務の権限を合併後企業となる1社に与えるまたは引き受けさせることを意味します。吸収合併と新設合併の本質的な違いは、新設合併ではかかる構成会社とは異なる新しい会社を創るのに対し、吸収合併ではかかる構成会社の1つがもう一方の構成会社を吸収し存続する点だといえます。この手続きはセグレゲイテッド・ポートフォリオ・カンパニー（SPC）には適用されません。

吸収合併または新設合併を法的に有効にする手続きは次のようになります。

- 各構成会社の取締役は、吸収・新設合併の計画を書面（「計画書」）で承認しなくてはなりません。計画書には、一定の指定された情報が含まれていなくてはならず、これには、各構成会社の名前、存続会社または合併後企業の名前、吸収・新設合併を行う予定日、各構成会社の株式を合併後企業または

存続企業の株式に転換する際の方法ならびに基準を示した吸収・新設合併の条件、合併後企業の株式に付帯する権利や制限に関する情報が含まれます。

- 計画書は (a) 株式種類を問わず各々構成会社の株主の議決権全体の75%の賛成票による株主決議により承認される必要があり、また (b) 合併後企業または存続企業の株主に発行される株式が構成会社における株式と同じ権利と経済価値を持つとされる場合には、株式種類を問わず、各々構成会社の株主の投票による特別決議により承認される必要があります。ケイマンの親会社とケイマンの (1社または複数の) 子会社間の吸収合併提案は、株主決議による承認の対象となりません。
- 提案されている吸収・新設合併の構成会社に関する固定担保または浮動担保の担保所有者による同意は、裁判所が (同担保を設置した構成会社の申請により) かかる同意要件を免除しない限り必要です。
- 計画書には各構成会社の取締役が代表として署名し、必要な付属資料を適用される手数料とともにケイマンの会社登記機関へ提出しなくてはなりません。必要な付属資料には、取締役による様々な宣言書が含まれます。宣言書には、構成会社ならびに合併後企業または存続企業の支払能力に対する宣言、合併は誠実に行われるもので、構成会社の無担保の債権者を詐取する意図はないことの宣言、吸収・新設合併証明書のコピーを構成会社の株主および債権者に配布し、広報誌で公表することの誓約などが含まれます。
- 登記機関が発行した合併証明書は、吸収・新設合併に関しすべての制定法上の要件を満たしたという *疎明* の証拠となります。各構成会社のすべての権利および資産は、存続会社または合併後企業に帰し、また各構成会社のすべての債務、契約、義務、責任もかかる会社が引き受けることとなります。同様に、各構成会社のいかなる既存の請求、法的手続き、裁定も自動的に存続会社または合併後企業に引き継がれます。
- また、ケイマン企業と1社以上の外国企業との間の吸収または合併において、存続会社または合併後企業がケイマン企業である場合についての条文も設けられました。
- さらに、ケイマンの構成企業における合併反対派の株主に対し、その株式を公正価格での買い取りを受ける権利があることを定める規定も設けられまし

た。反対派株主に支払われる株式価格に関し両当事者が合意に達しない場合は、どちらの当事者も法廷に適正株価の判定を求める請願を提出できます。これらの権利は、反対株主が所有する種類の株式がケイマンが認知している証券取引所で公開取引されている場合は行使できません。

*この記事は、法律上の助言や法律専門家の意見に代わるものではありません。
広義の語彙のみを用い、概要と一般的な情報の提供を意図するものです。*

編集用注

1928年の設立以来、コンヤース デイル&ピアマンは、オフショアのパイオニアとして活動してきました。1982年には弁護士事務所としてはじめて、自国の裁判管轄権の及ばない地域であるガーンジー島に支店を設け、ヨーロッパの顧客にサービスを提供する拠点としました(1998年にロンドンオフィスに統合)。1985年にはアジア初となる香港事務所を開設し、2001年にはシンガポール初の事務所を開設しました。続けて2008年3月には、オフショア法律事務所として初めてロシア進出を果たし、3月にはモスクワ事務所を開設、そしてオフショア弁護士事務所としては初めて、ブラジルにサンパウロオフィスを設立しました。

現在550名を超えるスタッフ、150名以上の弁護士を擁するコンヤース デイル&ピアマンは、アンギラ、バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島およびモーリシャスの法律に関して、上記諸島およびドバイ、香港、ロンドン、モスクワ、シンガポールよりアドバイスを行っております。オフショア会社法、会社法や商法から商事裁判、個人顧客の案件に至るあらゆる事項について、迅速でタイムリーかつ徹底したアドバイスを一貫して提供し、お客様から揺るぎない信頼、ロイヤリティと尊敬を勝ち得てきました。

系列会社(コーダン)は登記代行、登記事務所、会社取締役や秘書代行サービス、専門的な法人経営管理サービス等も行っています。ライセンスをもつ信託会社の系列グローバルネットワークによって、広範囲にわたる信託の設立と管理サービスをお引き受けいたします。個人のお客様の家族信託の管理から、特殊用途信託のオーナーシップ等のための高度で複雑で革新的な企業ベンチャーの構築まで、幅広いサービスを提供しています。

さらに詳しい情報は以下までご連絡ください。

コンヤース デイル&ピアマン

2901 One Exchange Square
8 Connaught Place, Central
Hong Kong

電話：(852) 2524 7106

FAX：(852) 2845 9268 または (852) 2596 0418

メールアドレス：hongkong@conyersdillandpearman.com

ホームページ：www.conyersdillandpearman.com